

業務指示書

ケニア国ナイロビ市周辺配電設備整備計画

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年11月15日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年11月20日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：配電網整備にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／配電計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：配電計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 配電設備1】

- 1) 類似業務の経験：配電設備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年11月27日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KES1 = 1.109050 円 , US\$1 = 112.716 円 , EUR1 = 132.514 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／配電計画
配電設備 1

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.39 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年12月18日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ケニア国ナイロビ市周辺配電設備整備計画

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/配電計画	(40.00)	(20.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	11.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 配電設備 1	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

ケニアの電化率は約 50% (2016 年) であり、世界平均の約 80% を大きく下回っている。また、ケニアの地方電化率はおよそ 7% と、サブサハラアフリカ平均の約 20% を下回っている。ケニアの首都ナイロビ市は人口約 360 万人を有する政治及び経済の中心地であり、100% の電化率を達成している。他方、首都圏を形成する周辺地域には依然として電気や水道といった基礎インフラが整っておらず、生活水準が低い地域が存在している。ナイロビ市及び周辺地域から形成されるナイロビ首都圏全体には約 700 万人が居住している。また、ケニア第 2 の都市であるモンバサ市は人口約 120 万人が居住し、モンバサ港を中心として湾岸地域での経済発展が続いている。

これらナイロビ市及びモンバサ市の経済発展に伴い、その周辺地域は将来、新興住宅地として都市圏の経済を支えることが期待されているものの、現在電化されていない地域も多く、社会基礎インフラの整備が進まない状況である。また、既存設備は配電時のロスが大きく、送電した電力が損なわれているため、配電時のロスが小さい高効率の配電設備の導入が求められている。

このような状況下、ケニア政府は国家経済開発計画「Vision 2030」の中で、電力セクターを経済的基盤の一つとして位置付け、成長を維持するために必要な電力確保、地方電化率の向上、都市部における電力サービスの改善等に取り組むこととしている。また、ケニア政府は 2020 年までに全世帯に電力を供給することを目的とした Last Mile Connectivity Project (以下、「ラストマイルプロジェクト」という。) を国家の最優先課題解決に向けた事業の一つとして取り組んでおり、2016 年 1 月までに約 420 万世帯への電力供給を達成したものの、更に約 440 万世帯に電力を供給する必要がある。かかる状況において、ケニア政府は、ナイロビ市周辺配電設備整備計画 (以下、「本事業」という。) を我が国に対し要請してきた。本事業は、ケニア配電公社に対する低損失型配電設備の調達を通じ、対象地域の電化を図るものであり、上記計画及びラストマイルプロジェクトの達成を具現化するものとして位置付けられている。

JICA は「電力アクセス改善」をケニアの開発課題の一つに掲げ、電力分野でのインフラ整備を推進する方針としている。JICA はこれまで、円借款で「オルカリア I 4・5 号機地熱開発事業」(2010 年 3 月 L/A 調印) 及び「オルカリア V 地熱開発事業」(2016 年 3 月 L/A 調印) 等による発電能力増強支援、「オルカリアーレススーキスム送電線建設事業」(2010 年 12 月 L/A 調印) による送電網整備支援を行ってきた。また、技術協力「再生可能エネルギーによる地方電化モデル構築プロジェクト」による地方部での電化支援等により、包括的な電力設備強化支援を行っている。

本要請を受け、JICA は関連情報を収集し、本事業を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うための協力準備調査を実施する。

2. 事業の概要

(1) 事業目標：

ナイロビ市等主要都市周辺の未電化地域において低損失型配電設備（変圧器、電線、電柱等）を整備することにより、対象地域の電化と電力の安定供給を図り、もって対象地域における経済・社会活動の活性化及び市民の生活環境の改善に寄与することを目標とする。

(2) 事業の成果：

ナイロビ市周辺やモンバサ市周辺において、配電設備の整備・拡充が行われる。

(3) 我が国への要請内容：

ア) 施設、機材等の内容：

1) 変圧器の新設及び配電に係る機材調達（Extension and Maximization）

- ・新設の低損失型変圧器 計約 100 台（容量は①50kVA 33kV/433V、②50kVA 11kV/433V、③25kVA 33kV/433V、④25kVA 11kV/433V の 4 種類）
- ・裸硬アルミより線（AA HD Bare）、鋼心アルミより線（ACSR）等
- ・電柱（コンクリート柱、木柱 約 7,300 本）

2) 既存変圧器の配電に係る機材調達「(Maximization)」

- ・対象の既存変圧器 約 350 台
- ・AA HD Bare、PVC ケーブル等
- ・電柱（コンクリート柱、木柱 約 13,500 本）

各機材の詳細数量は本調査にて確認する。

イ) コンサルティング・サービスの内容

詳細設計・調達監理

ウ) 調達方法

詳細は協力準備調査にて確認する。

(4) 対象地域（サイト）：

ケニア共和国 ナクル カウンティ（Nakuru County）（注）、ニヤンダルア カウンティ（Nyandarua County）、キリフィ カウンティ（Kilifi County）、クワレ カウンティ（Kwale County）

（注）カウンティは「郡」に相当する行政単位

(5) 関係官庁・機関：

責任官庁： エネルギー石油省（Ministry of Energy and Petroleum）

実施機関： ケニア配電公社（Kenya Power）

3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果や技術的・経済的妥当性を検討する。また、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容や規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、予算規模、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ケニア政府から要請された「ナイロビ市周辺配電設備整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がケニア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本業務においては①ケニアの電力セクターの現状、開発計画、他ドナーの支援計画、概略設計の実施、環境社会影響評価等、報告書案の作成等に必要な調査及び協議を行うための第一次及び第二次現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための第三次現地調査を予定している。第一次および第三次現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

なお第一次及び第二次現地調査中に実施する業務は、主に以下の内容を想定している。

1) 第一次現地調査

- (ア)ケニア政府の政策、配電計画調査
- (イ)他ドナーの設計・調達・施工動向
- (ウ)標準設置図面の確認
- (エ)配電図面作成のための現地再委託契約の締結
- (オ)資機材の価格、品質、業者、管理方法の調査
- (カ)一括納入や分割納入の比較検討を含めた調達計画の作成
- (キ)環境社会配慮制度や組織の調査

2) 第二次現地調査

- (ア)配電図面の精査
- (イ)配電予定地の現地調査
- (ウ)資機材設置場所における社会的影響調査

(2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしている。したがって計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

なお、特に以下の段階においては、JICA が開催する会議に参加し、JICA 及び日本側関係者と内容を確認する。

1) 第一次現地調査派遣前

既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、JICA 及び日本側関係者と方針を確認する。

2) 第二次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

3) 第三次現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を

確認する。

(3) 既存資料の活用

本事業の必要性や妥当性の検討に当たっては、JICA が過去に実施した関連案件の調査報告書等の既存資料を十分活用し、調査の重複を避ける。ケニアの地方電化に関しては 2015 年 7 月に終了した技術協力「再生可能エネルギーによる地方電化モデル構築プロジェクト」の報告書類を活用する。

また、ケニア政府が実施している Last Mile Connectivity Project（以下、「ラストマイルプロジェクト」という。）に参画している他ドナー（世銀、アフリカ開発銀行（以下、「AfDB」という。）等）の審査調書や報告書等の既存資料も活用する。

(4) 対象地域及び機材の検討

本事業の対象地域及び機材について、事業効果や既存計画との整合性の観点から優先順位付けを行うこととする。なお、事業スコープの切り分け有無については、第二次現地調査終了後に、JICA よりコンサルタントに指示するものとする。コンサルタントはその指示を踏まえ、選定スコープに対する概略設計・積算を行う。なお、調査対象地はナイロビ市周辺（ナクル カウンティ、ニャンダルア カウンティ）及びモンバサ市周辺（クワレ カウンティ、キリフィ カウンティ）であるが、安全管理面において特にモンバサ市は外務省危険情報レベル 2 であるため、事業実施上の安全対策の観点及びサイトの適否を検討する。

(5) ラストマイルプロジェクトの全体進捗の把握

ラストマイルプロジェクトの全体計画および進捗を把握する。具体的には、全国的な進捗、各カウンティ別の進捗度合い、ケニア政府による自己評価や外部評価について確認し、本事業の位置付けを明確にする。

(6) 他ドナーによる支援との整合性確認

ケニアにおいては、世銀、AfDB、フランス開発庁(AFD)、欧州連合 (EU)、欧州投資銀行 (EIB) 等がラストマイルプロジェクトに参画し、配電設備整備支援を行っている。これら他ドナーの支援動向を把握し、本事業との重複の有無および整合性を確認する。具体的には世銀や AfDB 等、他ドナーの支援内容、対象地域、予算規模、全体計画とその進捗、配電図面と据付済み機器との整合性等を確認する。

(7) 対象地域の社会経済状況および配電網の全体状況の把握

本事業対象地域における社会経済状況および配電網の全体状況を検討する。対象地域の人口密度、電気の利用状況、経済や人口の規模および近年の成長率（今後の成長予測があれば予測も）を確認する。また、ケニア配電公社の実施能力及び機材維持管理能力、財務状況について確認する。加えて、機材の据付等を行う現地業者の能力や機材（特別車両等のキャパシティ含む）の現状についても調査する。

(8) 相手国負担の妥当性および将来展望性の把握

本事業における据付工事は先方実施を想定している。そのため第一次及び第二次現地調査において、先方の据付工事実施能力（現地据付業者の監理、環境社会配慮実施、倉庫管理能力含む）の確認を行うとともに、据付に必要な予算、人材、機材が確実に確保されるよう本調査のミニッツ等において担保する。事業終了後は先方による維持管理を想定しているが、本業務において、その妥当性、維持管理能力を確認する。

本事業の対象とするサイトにおいて、本邦技術による低損失型変圧器を導入することによるメリットやライフサイクルコスト、環境負荷に係る優位性を本邦企業に対するヒアリングや他技術との比較分析を通して確認する。また、その結果、将来的に円借款事業にて同機器が展開する可能性や妥当性、経済効果について確認する。

(9) 想定される事業リスクの検討

事業実施中及び実施後に想定される各種リスクを検討する。特に実施中のリスクについては、プロジェクト進捗レポートによるモニタリングに加え、リスクを適切にコントロールする手法について検討する。実施中及び実施後に想定されるリスクの軽減についてはハード面、ソフト面ともに検討し、リスク軽減策を検討する。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員に協力し、インセプション・レポート（特に我が国無償資金協力学スキーム、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担など）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の確認

- 1) 要請内容の範囲、内容について先方の意向を確認する。
- 2) 「Vision 2030」「ケニア配電マスタープラン」等の関連政策、計画、プログラムの内容を確認し、ケニアの電力セクターの上位計画及び本事業の位置づけについて再確認する。
- 3) 要請内容を無償資金協力で実施するにあたっての必要性、妥当性を検証・分析する。
- 4) 他ドナーの支援の動向につき状況を確認し、現状を把握する。特に世銀、AfDB、AFD、EU、EIB による電力セクターに係る支援実施状況、今後の予定について確認し、本事業の対象地域、施工時期、設計範囲、進捗等について

重複を避ける。

- 5) 要請内容の該当地域周辺における配電網の具体的な課題（既存配電設備の老朽化、系統事故等による停電リスク、著しく高い配電ロス等）の全容を確認する。

(4) 事業の実施体制の確認

- 1) 実施機関の事業実施体制、人員配置計画、予算措置、維持管理に係る技術的能力及び財務状況等を調査する。
- 2) 既存の配電設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。
- 3) 上記1)、2)を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。

(5) サイト状況（自然条件等）の調査

本業務にて行う設計、機材調達計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイトにおいて、汚損レベル並びに支持物の強度検討に必要な風圧荷重、設計風速、標高などの気象調査等、コンサルタントが必要と判断する自然条件調査を実施し、相手国の配電計画及び機材調達計画を精査し改善が必要と考えられた場合、先方と協議を行い、その内容を反映させる。また、想定される自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、プロポーザルで提案すること。

(6) 事業内容の計画策定

第二次現地調査の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

更に第二次現地調査帰国後 30 日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、事業コンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、据付後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。なお以下のア)～エ)に留意のこと。

ア) 現在及び将来の電力需給状況を調査する。

イ) 対象地域における配電計画の策定および設計業務（配線計画調査、顧客調査、計画図面作成を想定）を行う。

ウ) 実施機関の設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査し、運営・維持管理体制を確認する。

エ) 協力対象地域において、配電設備の事故や故障歴、発生原因等を確認し、

必要に応じて計画への反映、若しくは先方への提言を行う。

以下、(8) 環境社会配慮案の作成に関連し、人口密集地域における配電網の改修・新設が想定される地域において、非自発的住民移転等恒久的な用地確保が必要となることの回避、及び住民への用地補償が考慮された配電・据付計画が先方により立案されることを十分に確認する。

3) 概略設計図

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)「補完編」、「機材編」(2017年7月)」(以下、設計・積算マニュアル(補完編及び機材編))を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認をとることとする。設計総括表作成にあたっては、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報(資材単価や労務費等)の収集、検討・分析、結果の整理を行う。また、先方負担事項である据付工事費の積算も行う。

(7) 対象候補地域及びコンポーネントの優先順位付け

対象コンポーネントについて、主に以下の諸点を考慮のうえ優先順位付けを行い、無償資金協力本体予算規模の見通しに留意しつつ、事業スコープの検討ならびにケニア側との調整を行う。

- ・対象地域の裨益人口、人口密度、経済効果
- ・各コンポーネントの裨益効果
- ・他援助国・援助機関(世銀、AfDB、AFD、EU、EIB)による支援計画との整合性
- ・各コンポーネントの事業費
- ・必要な許認可と所要期間の確認
- ・未電化家庭の電化への貢献度

(8) 環境社会配慮案の作成

本事業は、国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月、以下「環境社会配慮ガイドライン」という。)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性、及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため、JICAの環境社会配慮カテゴリー「B」に位置付けられている。

1) 主要な環境社会影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成

環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2017年4月、以下「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」という。)」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- (ア) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自

発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)

- (イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ①環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - ②JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
 - ③関係機関の役割
- (ウ) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
- (エ) 影響の予測
- (オ) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
- (カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- (キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- (ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- (ケ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)

2) 簡易住民移転計画の作成支援

本事業は、基本的には用地取得及び住民移転は発生しない予定であるが、配電設備の設置に伴う用地取得が必要になる可能性がある。その際、環境社会配慮ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(ア)～(シ)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、カテゴリ B 案件報告書執筆要領に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、環境社会配慮ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

- (ア) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- (イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- (ウ) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- (エ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- (オ) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き

- (カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- (キ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- (ク) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- (ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- (コ) 費用と財源
- (サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- (シ) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

なお、環境社会配慮に係る調査は現地再委託にて実施することも可とするが、その要否に関しては第一次現地調査にて確認する。

(9) 相手国負担事項の整理

相手国負担事項（用地確保、資機材保管管理、配電設備工事等）の実施能力と実施プロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。特に本事業においては、ケニア側による機材等の据付を想定しているため、その計画と全体実施スケジュールを確認のうえ、以下、(10)のうち据付にかかる費用の検討にも活用すること。

なお、本事業ではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないように留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。

(10) 事業の据付・運営・維持管理計画の確認

ケニア側が行うことになる協力対象機材等の据付・運営・維持管理費及び土地収用に係る補償費を概略で積算した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。上記留意事項の作成に当たってはケニア側の配電・据付計画について、以下の項目を確認する。

- ・ 配電方針
- ・ 据付方針
- ・ 据付上の留意事項

- ・ 据付監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 実施工程
- ・ 実施監理能力

なお、上記項目について存在が確認できないものについては、それに類似の項目を確認すること。

(11) 事業の概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としななければならない。積算にあたっては、設計積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、設計精度は入札に対応できる精度を確保する。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの補完編、機材編（2017年7月）を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費及び内訳）
- ・ 概略の仕様
- ・ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- ・ 据付監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）
- ・ 事業進捗状況（報告書名等、情報源も明記）

(12) 協力対象事業実施にあたっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(13) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(14) 事業の評価指標の検討

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標の候補として、①裨益対象世帯・設備数、②電力損失、③電圧降下等を想定している。

また本事業において、低損失型配電設備の設置により送配電損失率の低下を通じた温室効果ガスの排出削減が見込まれる。そのため、「気候変動対策支援ツール／緩和策 Ver. 2.0 2014年3月」内、「13. 配電効率化」の項に従い、期待される緩和効果（温室効果ガス排出削減量）の推計を行うこと。

[リンク：https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html]

(15) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(16) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をケニア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討の上、必要に応じ事業全体および無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(17) 準備調査報告書等の作成

ケニア政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。なお、準備調査報告書は「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月改訂版）、進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版は「無償資金協力事業におけるコンサルタント業務の手引」（2016年5月改訂）に従い作成すること。

なお、進捗報告書は、ケニア側による据付が完了するまで提出を求めていく点に留意すること。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集・記録表
- 5) 機材仕様書
- 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

(18) 免税情報シートの更新

無償資金協力事業においては、両国政府間の国際約束（E/N: Exchange of Notes）において、事業実施に必要な製品及び役務の調達に係る税金等の免除が規定されているため、本事業に係り実質的に免税手続きが可能である範囲等を確

認する。具体的にはケニアにおける税制度及び免税制度について、以下の項目を調査する。

なお、免税情報は現地 JICA 事務所にて一元的集約しているため、調査開始時点で事務所がこれまで収集してきた情報の提供を受けた上で、調査を行い、調査結果については、所定の様式に取りまとめ、事務所の確認を経ること。

1) 本邦企業の法人所得税

無償資金 (Grant) の直接の対象となる契約 (すなわち、JICA が認証を行う契約) を締結する本邦企業については、当該契約で発生する所得について法人の所得にかかる税の免税を確保することを制度の原則としている。このため、外国法人に法人所得税が課税される条件 (例: 我が国においては当該外国法人が恒久的施設を有しているか否かに依っている。) を確認した上で、その課税を免除する (免税する) ために必要な手続きを明らかにする。なお、併せて、現地下請企業の法人所得税免税の可否を確認すること。

2) 業務従事者の個人所得税

本邦企業から給与・報酬を得る業務従事者 (但し、日本及び第三国の国籍を持つものに限る。) について、個人の所得に係る税の免税を確保することを制度の原則としている。このため、ケニアにおいて外国人に係る所得税制度 (例: 我が国においては、非居住者、居住者のうち非永住者、永住者の3分類でそれぞれ課税対象となる所得の範囲が決まっている。) を確認した上で、その課税の免除する (免税する) ために必要な手続きを明らかにする。

3) 付加価値税等 (間接税)

無償資金 (Grant) の直接の対象となる契約 (すなわち、JICA が認証を行う契約) にかかる付加価値税等及び当該契約者の仕入れに係る付加価値税等の免税を制度の原則として求めている。このため、ケニアにおける付加価値税等の制度全般を把握のうえ、無償資金の直接の対象となる契約について、免税が可能か否か、可能な場合の手続きを明らかにする。また加えて、当該契約にかかる「仕入れ」 (現地での資材の購入、労務者の傭上、現地企業への下請契約等) について、付加価値税等の免税が可能か、可能な場合の手続きを明らかにする。この「仕入れ」の免税については、物品と役務について取扱いが違ふ可能性が多いため、両者区別して制度を調査すること。

4) 関税

事業に関連して本邦企業及び第三国企業が外国から輸入する物品について、関税の免税を確保することを制度の原則として求めている。このため、ケニアの通関制度において、完全が免税される場合の範囲及び手続きを確認すること。また、現地下請企業が行う輸入についても、免税が可能か調べること。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から (11) を成果品とする。

	レポート名	提出時期	部数など
(1)	業務計画書 ^(注1)	契約締結日から起算して 10営業日以内(2018年3月)	和文3部
(2)	インセプション・レポート ^(注2)	第一次現地調査前 (2018年3月)	英文25部
(3)	現地調査結果概要 ^(注2)	第一次現地調査後、第二次現地調査後 (2018年4月、7月)	各和文10部
(4)	準備調査報告書(案) ^(注2)	国内解析後 (2018年11月)	和文10部 英文25部
(5)	概略事業費(無償)積算内訳書 ^(注3)	第三次現地調査後 (2018年12月上旬)	和文2部
(6)	機材仕様書	第三次現地調査後 (2018年12月上旬)	和文3部 英文4部
(7)	概要資料 ^{(注2)(注4)}	第三次現地調査後 (2018年12月上旬)	和文1部 CD-R1枚
(8)	準備調査報告書 ^{(注2)(注4)(注5)}	2019年2月中旬	和文(簡易製本版)2部 CD-R1枚 和文(製本版)8部 CD-R1枚 英文(製本版)16部 CD-R3枚
(9)	デジタル画像集・記録表 ^(注6)	2018年12月上旬	CD-R2枚
(10)	進捗報告書の初版	2018年12月上旬	英文3部
(11)	免税情報シート	2018年12月上旬	和文1部
(12)	会議記録 ^(注7)	各会議日から起算して 3営業日以内	電子データ

報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成に当たっては、その表現に十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」に従うこと。準備調査報告書(製本版)を除き、簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注1) 業務実施契約約款第2条第1項および共通仕様書第6条で規定のとおり。

注2) 無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2015年4月改訂版)に従うこと。

注3) 設計・積算マニュアル(補完編及び機材編(2017年7月))に従うこと。

注4) 概要資料、準備調査報告書には設計図および完成予想図並びに測量成果等(実施した場合)を含む。

注5) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注6) デジタル画像40枚程度を想定している。

注7) 派遣前会議・報告会等の国内会議、現地協議等を想定している。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2018年3月中旬より国内事前準備を開始し、2018年4月上旬より第一次現地調査を行う。2018年6月中旬より第二次現地調査を行い帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行う。上記現地調査の実施方法は 5.実施方針及び留意事項 を参照のこと。

2018年11月中旬に第三次現地調査（概略設計ドラフト説明）を実施する。2018年12月上旬までに概略設計・概要資料、2018年2月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。上記想定される業務に関して、追加で必要と考えられる業務はプロポーザルに記載のこと。

なお、本調査は対象となる地域が広範なため、対象地域となる内陸部、沿岸部の2地域に分かれて実施することを想定している。

項目	時期											
	2018年											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2019年	
											1月	2月
(概略設計調査)												
事前準備		□										
第一次現地調査		■										
国内解析／再委託契約			□	□	□							
第二次現地調査				■	■							
国内解析						□	□	□	□			
第三次現地調査 概略設計ドラフト説明									■			
国内整理										□		
概略設計 概要資料提出											△	
準備調査報告書提出												▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 10.25M/M

(2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成は下記のとおり想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、担当分野の変更、統合、分割がある場合、理由を付して、プロポーザルで提案すること。

- 1) 業務主任／配電計画（2号）
- 2) 配電設備1（3号）（注1）
- 3) 配電設備2（注2）
- 4) 機材計画／調達計画／積算

5) 環境社会配慮

(注1) ナクル カウンティ、ニャンダルア カウンティ (内陸部) を想定。

(注2) キリフィカウンティ、クワレ カウンティ (沿岸部) を想定。

3. 配布資料、公開資料

配布資料：

- ・無償資金協力プロポーザル (2016年6月版、2017年3月版)
- ・ケニア側配電標準設計図面 (2017年10月入手)
- ・環境社会配慮カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2017年4月版)
- ・ケニア配電公社「ケニア配電マスタープラン (2013年)」

公開資料：

- ・「再生可能エネルギーによる地方電化モデル構築プロジェクト詳細計画策定調査報告書」
リンク：[\[http://libopac.jica.go.jp/images/report/12044806.pdf\]](http://libopac.jica.go.jp/images/report/12044806.pdf),
- ・AfDB「ケニアラストマイルプロジェクト審査調書 (2016年)」：
リンク：[\[https://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Project-and-Operations/Kenya__AR-_Last_Mile_Connectivity_Project_II.PDF\]](https://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Project-and-Operations/Kenya__AR-_Last_Mile_Connectivity_Project_II.PDF)
- ・AfDB「ケニアラストマイルプロジェクトにおける環境社会配慮方策 (2014年)」
リンク：[\[https://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Environmental-and-Social-Assessments/Kenya_-_ESMF_for_KPLC_-_Last_Mile_Connectivity_Programme.docx\]](https://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Environmental-and-Social-Assessments/Kenya_-_ESMF_for_KPLC_-_Last_Mile_Connectivity_Programme.docx)

4. JICA からの参加団員

第一次、及び第三次現地調査には JICA から総括と計画管理の調査団参加を予定している。それぞれの現地調査における参加目的は以下のとおり。

(1) 第一次現地調査

1) 団員構成 ア. 総括 (JICA)

イ. 技術参与 (JICA)

ウ. 計画管理 (JICA)

2) 調査工程：第一次現地調査 約 10 日

3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本事業の要請内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。なお、JICA からの参団は、第一次現地調査の開始時期を想定している。

(2) 第三次現地調査

1) 団員構成 ア. 総括 (JICA)

イ. 計画管理 (JICA)

2) 調査工程：約 8 日

3) 目的：準備調査報告書 (案) について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地機関・コ

ンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

「第2.6.(6).2) 基本計画 イ)」

「第2.6.(8) 環境社会配慮案の作成」

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン(2017年4月版)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法、瑕疵担保責任にかかる合意等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

なお、本再委託業務について計4,000万円を計上することとする。現段階で見積もりを取り付ける必要はないが、第一次現地調査後、係る費用を速やかに確定し報告すること。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本業務を実施した本邦コンサルタントを詳細設計及び調達監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

詳細設計及び調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2017年6月)」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の同行

現地調査に関し、業務主任は、JICAからの参加団員滞在期間中原則として当該団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAケニア事務所、在ケニア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録すること。

(5) 不正腐敗の防止

本調査の実施に当たっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年11月)」

の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

